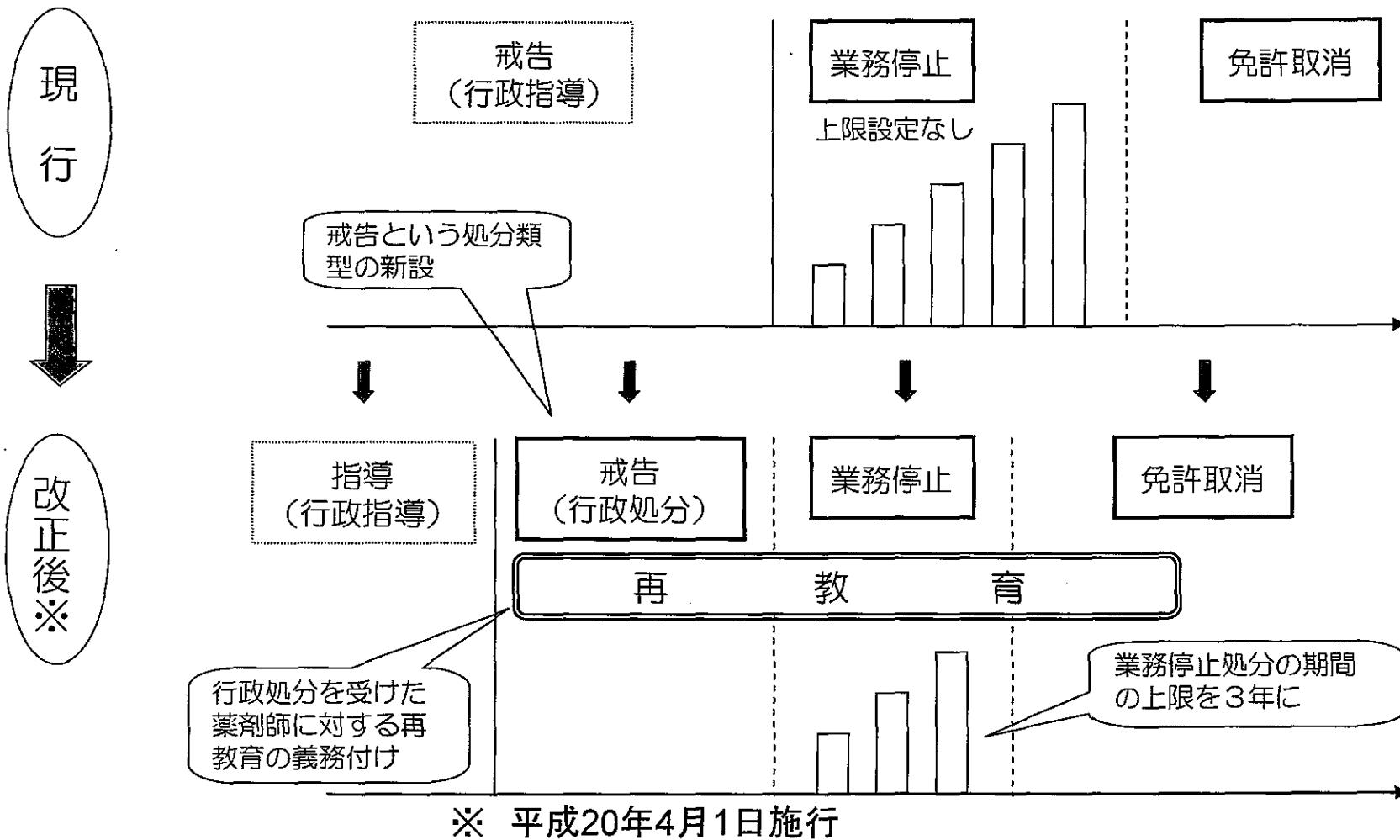


第5回薬剤師の行政処分の 在り方等に関する検討会	H19.7.19
資料 2	

再教育制度の概要

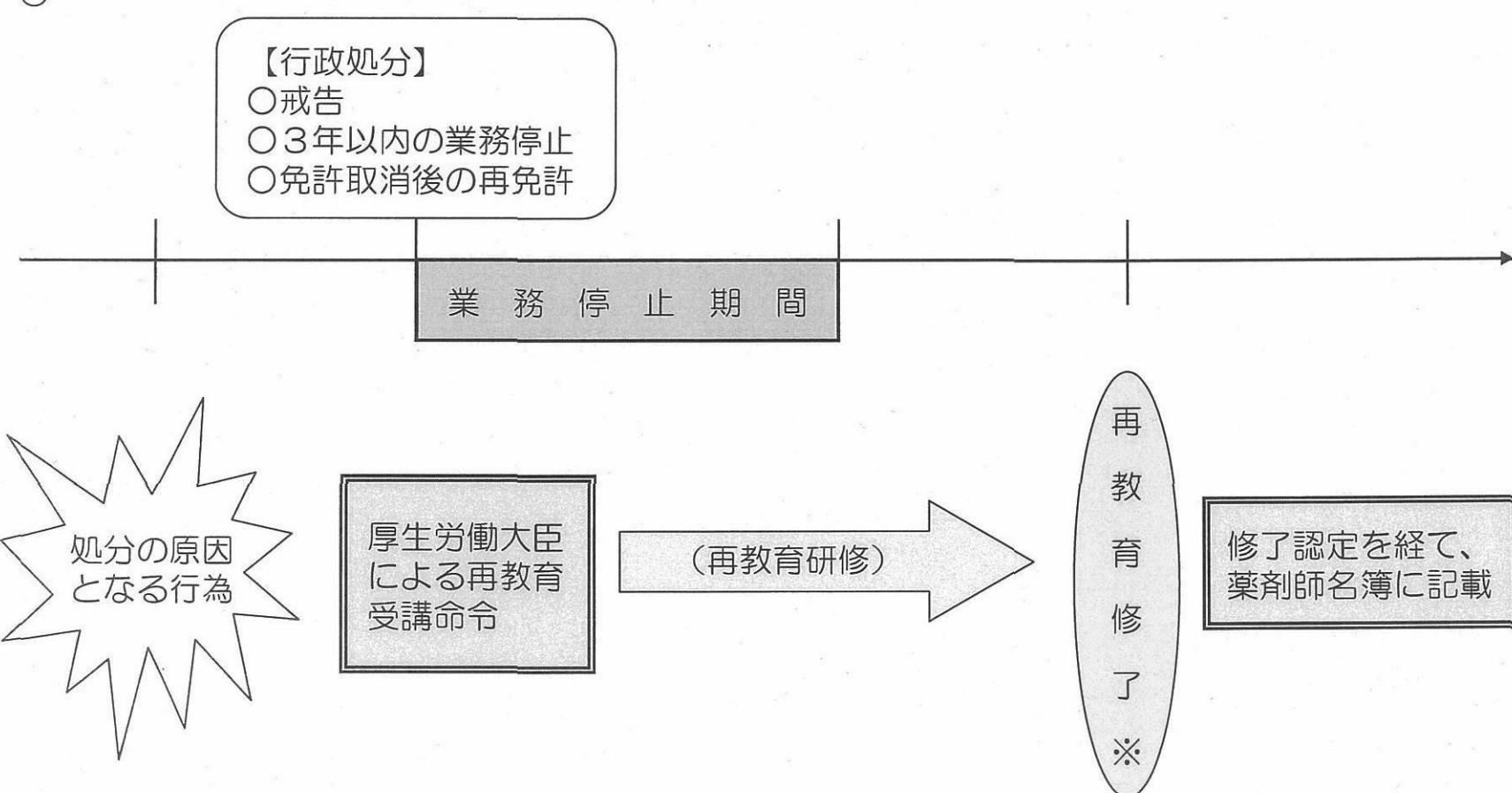
薬剤師に対する行政処分の見直し

行政処分を受けた薬剤師に対し再教育の受講を義務付けるとともに、業務の停止を伴わない「戒告」という処分類型の新設、業務停止処分の期間の上限の明確化、調査権限の創設、再免許に係る手続の整備等を行う。



行政処分を受けた薬剤師に対する再教育の義務付け

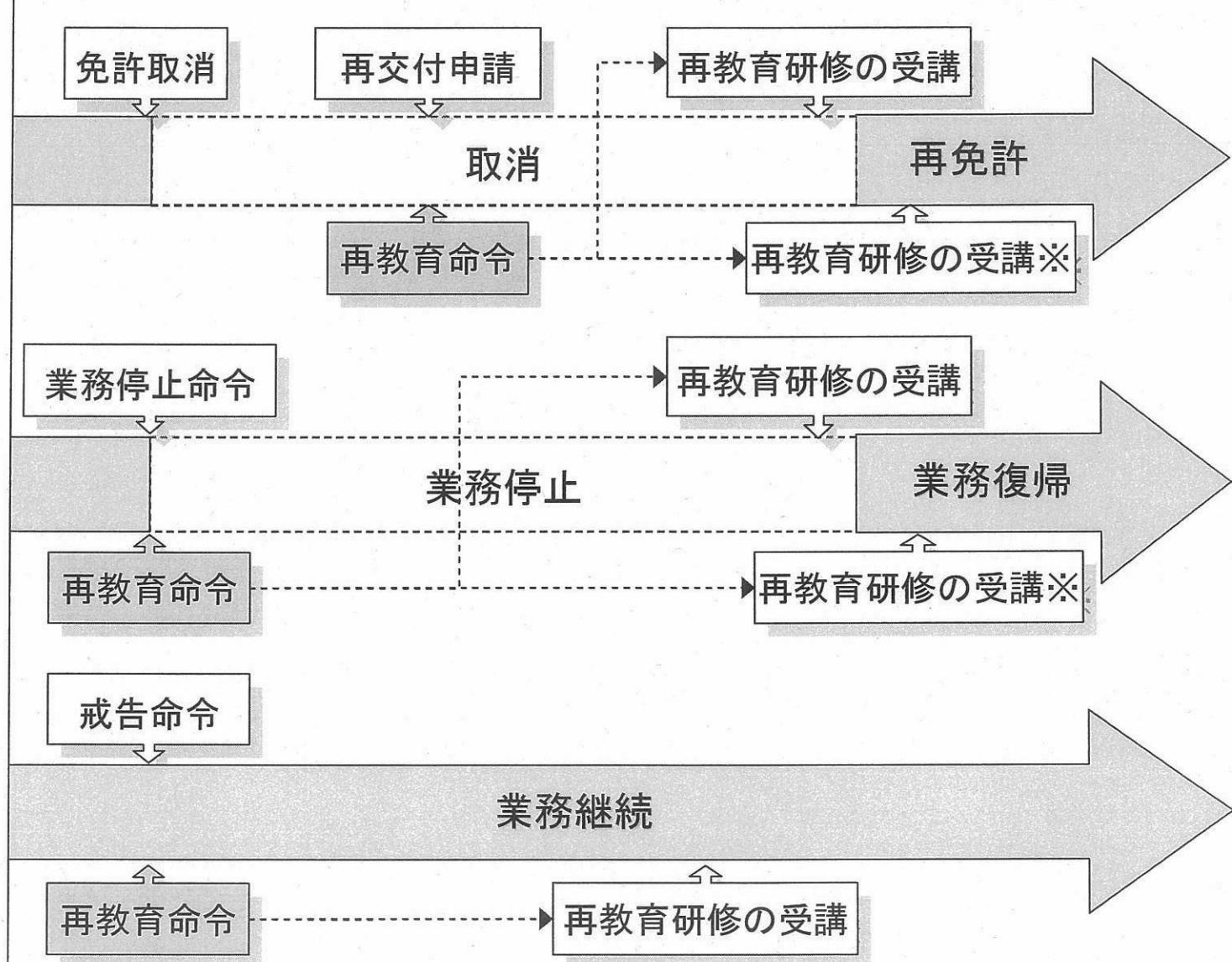
国民に対し安心・安全な医療、質の高い医療を確保する観点から、処分を受けた者の職業倫理を高め、調剤技術を再確認し、能力と適正に応じた医療の提供を促すため、行政処分を受けた薬剤師に対し再教育の受講を義務付ける。



※ 再教育修了までの間は、薬局等の管理者になることができない。

行政処分と再教育について(イメージ)

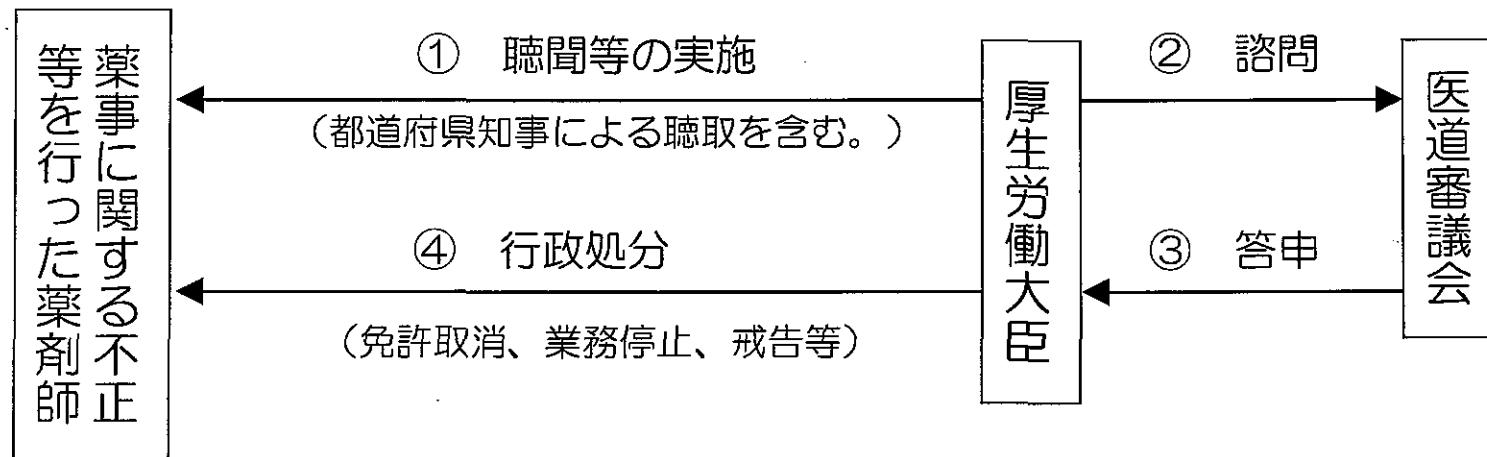
免許取消処分



※ 免許取消し又は業務停止期間中に実施できない研修は、再免許後又は業務停止終了後に実施

薬剤師の行政処分手続きについて

○ 薬剤師に対する行政処分を厳正かつ公正に行うため、行政処分を行うに当たり、医師等と同様の手続きにより、医道審議会の意見を聴かなければならない。



行政処分に対する再教育研修の内容について

処分の種類	職業倫理の欠如によって 処分を受けた者		知識・技能の欠如によって 処分を受けた者	
戒告	集合研修(倫理)	1日相当	集合研修(倫理)	1日相当
			集合研修(技能)	1日相当
業務停止 (1年未満)	集合研修(倫理)	1日相当	集合研修(倫理)	1日相当
	課題研修(倫理)	1日相当	集合研修(技能)	1日相当
			個別研修(技能)	20日
業務停止 (3年以内)	集合研修(倫理)	1日相当	集合研修(倫理)	1日相当
	集合研修(技能)	1日相当	集合研修(技能)	1日相当
免許取消 (再免許時)	個別研修(倫理) 個別研修(技能)	30日	個別研修(倫理) 個別研修(技能)	30日